

# 空き家に付随した農地を空き家とともに取得する場合、農地取得条件のひとつである**下限面積要件を1アール**(100㎡)まで**引き下げ**ます

町では定住の促進及び遊休農地の解消を目的に、空き家に付随した農地を空き家とともに取得する際、下記条件を満たせば農地法第3条による下限面積(別段の面積)要件を1アールまで引き下げます。

※あくまでも50アールの面積要件が引き下げられるのみであり、その他の要件や農地法第3条申請手続き等は必要となります。

記

条 件(下限面積を引き下げる条件であり、農地の取得には農地法3条の要件を満たす必要があります。)

- 空き家に付随した農地を一つの区域とみなし、次に掲げる事項を全て満たすこと
- ア 適用を受ける農地に付随した空き家が、「空き家バンク」に登録されていること
  - イ 1筆ごとを単位とし、適用する時点で全て又は一部が遊休農地であること及び所有者又は法定相続人による維持管理や農作物等の栽培が行なわれる見込みがないこと
  - ウ 空き家及び空き家に付随した農地の所有者は、同一であること
  - エ 投機目的の農地取得を防ぐため、権利の取得の日から起算して5年以上継続して、取得した空き家へ居住し、及びその農地を耕作すること
  - オ 空き家と農地の権利の移転及び権利設定については、空き家と農地を同様の取得又は権利設定をすること

## 【手続きの流れ】

空き地に付随した農地指定申請書提出 → 農業委員会総会にて適用を受ける農地か否かの判断 → 結果通知送付 → 空き家の売買契約 → 農地法第3条申請 → 農業委員会総会にて許可書発行

## 申請から許可までの流れ(イメージ)

### 1 空き家に付随した農地として指定を受ける

- ① 農地所有者より申請【毎月10日締切】
  - ・ 空き家に付随した農地指定申出書
  - ・ 空き家バンク登録確認書
- ② 農業委員会による農地指定申出書に基づく現地調査
- ③ 農業委員会総会にて審査【毎月25日】
- ④ 指定(未指定)
- ⑤ 告示(申請者への結果を通知)

### 2 農地譲受の申請方法

- ① 譲受人の耕作面積が下限面積(50a)に達しているか。

